

令和3年度 第2回京都市公共事業評価委員会 議事概要

1 日 時 令和4年1月17日（月）

2 場 所 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB 会議により開催

3 出席委員

廻委員長，山口副委員長，岸委員，坂西委員，笹山委員，内藤委員，原委員，水原委員，山田委員，結城委員

4 内容

これまでの委員会における審議を踏まえ「令和3年度公共事業の評価に対する意見書」の取りまとめを行った。この意見書を京都市長に提出し、委員会から京都市へ意見具申する。

（1）「令和3年度公共事業の評価に対する意見書（素案）」に対する意見

委 員：京都市が厳しい財政状況により行財政改革計画を策定される中、2事業は休止して、2事業は継続としているが、継続する2事業については、「事業の進捗が見込める」、「事業が残り僅か」などの状況が違う。そのため、休止する2事業との違いをもう少し記載できないか。

委 員：再評価対象事業の七瀬川について、地域環境の改善等も全体の事業効果である。

委 員：事後評価対象事業の京都駅南口駅前広場の整備について、事業の効果はいろいろ記載されているが、大規模な事業とせず、整った景観が図られたことは素晴らしいことだと思うので追記できないか。

京 都 市：本日の御意見を踏まえ、事務局で文案を作成し、各委員に改めて確認いただく。

また、別紙1について、栗尾バイパス及び二ノ瀬バイパスの採択年度を新規採択年度のH16と記載していたが事業採択年度H19に修正すること、京都広河原美山線二ノ瀬バイパスの事業延長を新規採択時評価の延長である1,900mと記載していたが、調書と同様に事業内容変更後の延長である2,400mに修正する。

（2）「令和4年度 公共事業評価の実施について」に対する意見

委 員：四条通は、一般的な車道拡幅事業とは違い、車線数を減らし、歩道を拡幅する事業のため、事業の趣旨に沿った評価をすることが重要である。

（3）その他

第1回委員会において、事務局から提案するとしていた以下の事項について説明。

○「事業休止」の判断基準について

・再評価対象事業を「事業休止」とする場合の判断基準は、「前回の再評価から事業の進捗がみられない」かつ、「再評価時に、当面の間（5年程度）進捗が見込めない」とする。

○客観的評価指標の見直しについて

・資料作成を軽減するため、B/C算出の簡素化を行う。

- ・事業効果の明確化を目的として、貨幣価値には換算できないが、地域や個別事業の特性を反映した指標の設定や分かりにくい指標の整理を行い、市民に分かりやすい客観的評価指標とする。

委員：環境や景観に配慮した工法の採用などは、コストには反映されるが、便益として評価できないため、採用しないという誤った方向性になってしまう。

こういったことの評価もできるよう、検討してもらいたい。

京都市：本日の御意見を踏まえ、令和4年度に試行的に実施し、令和5年度からの本格運用を目指す。